

八幡浜市議会告示第1号

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により告示する。

平成28年1月28日

八幡浜市議会議長 上 田 浩 志



- 1 意見を述べる日時
平成28年1月28日（木） 午後1時00分
- 2 意見を述べる場所
八幡浜市議会議場
- 3 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の数
2人以内
- 4 意見を述べる時間
全体で30分以内
- 5 意見を述べる案件名
四国電力伊方原子力発電所の再稼働の賛否を問う八幡浜住民投票条例の制定について